

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人タラプ（以下、「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人が有する施設に所属し、かつ当該施設より給与が支給されている理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事長 報酬、通勤費、賞与
- (2) 非常勤の理事長 報酬、通勤費、賞与
- (3) 常勤の役員 報酬、通勤費、賞与
- (4) 非常勤の役員 定款の規定により無報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 前条各号に掲げる役員等の報酬等の額は、別表第1のとおりとする。

### (報酬等の支給日・方法)

第5条 第3条第1号から第3号に規定した役員の報酬等の支給日・方法は、社会福祉法人タラプ給与規程の例による。

### (通勤費)

第6条 第3条第1号から第3号に規定した役員の通勤費の支給は、社会福祉法人タラプ給与規程の例による。

### (旅費)

第7条 常勤の理事長及び常務理事の旅費の支給は、社会福祉法人タラプ旅費支給規程の例による。

### (公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年7月1日より一部改正により施行する。

別表第1

区分		報酬等の額
常勤の理事長	月額	560,000円
	賞与	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
	通勤費	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
非常勤の理事長	日額	10,000円
	賞与	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
	通勤費	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
常勤の役員	月額	所属施設より給与として支給(460,000円)
	賞与	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
	通勤費	社会福祉法人タラプ給与規程に準ずる
非常勤の役員		無報酬